

「創作非容易性」に係る意匠審査基準について（案）

1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正

（1）改正概要

令和元年 5 月の意匠法改正により、創作非容易性に関する規定である意匠法第 3 条第 2 項に、「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたとき」は、意匠登録を受けることができない旨が規定された（参考 1）。

参考 1 意匠法第 3 条第 2 項新旧条文対照表

改正後	改正前
意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において <u>公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</u>	意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において <u>公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</u>

（2）背景

意匠法第 3 条第 2 項は、出願に係る意匠が、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者により、容易に創作することができるものである場合は、意匠登録を認めない旨を規定したものである。

当業者が容易に創作することができる意匠は、保護の価値が無く、そのような意匠に対して排他的な権利を与えることは、新たな創作の奨励につながらないばかりか、かえって産業の発達の妨げとなるので、意匠権付与の対象から排除しようとするものである。

昭和 34 年の意匠法制定時においては、日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠につい

て登録を受けることができない旨を規定していたが、平成 10 年の一部改正においては、創作性の高い意匠を的確に保護するために、日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。これは、日本産業が世界市場において製品競争力の優位性を保つために、創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すことが必要であることから、創作非容易性の要件を引き上げたものである。

現行法は、創作非容易性の判断の基礎となる資料は、出願前に国内外で「公然知られた」ものに限定されているが、改正後は、「公然知られた」もののほか、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものが加わる。

本改正の背景として、近年の情報技術の発達により、より多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されるようになっていくことが挙げられる。刊行物やインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合は独自の創作非容易性を有さず、意匠権による保護に値しない。

しかしながら、単に刊行物やインターネット上で公開された意匠については、一部の出願人は必ずしも「現実知られている」、「現実知られていない又は多数の者に知られた」ということはできず、実際、近年の意匠審査においても、特許庁とかかる出願人との間で、規定の解釈に齟齬が生じる事態となっていた。

こうした状況を鑑み、創作非容易性の要件について、刊行物やインターネット上で公開された形状等についても、創作非容易性の判断の基礎となることが明示された。

（３）改正法の施行時期について

公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して、1 年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 創作非容易性に係る意匠審査基準の改訂の方向性について【審議事項】

（１）改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂

上記のとおり、意匠法が改正されたことから、当該改正内容に則して意匠審査基準を改訂する必要がある。

そこで、現行意匠審査基準における「創作非容易性の判断の基礎となる資料」（現行意匠審査基準 23.4）（参考 2）の項の内容を改訂し、「公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画

像」が判断の基礎となる資料である旨を明記してはどうか。

具体的には、以下の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」記載案のように記載してはどうか。

参考 2 現行意匠審査基準 23.4 一部抜粋

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.1）
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.2）
- (3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

<以下略>

「創作非容易性の判断の基礎とする資料」記載案

審査官は、以下の資料を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が刊行物等に記載される場合は、それ自体単独で表されることはほとんどなく、物品等と一体的な状態で表されることが多い。創作非容易性の判断においては、このような場合でも、形状等又は画像が具体的に識別できる場合は、審査官は、それらの構成要素を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

また、上記の資料には、形状等又は画像が、物品等と一体となった意匠も含まれる。

なお、審査官が創作非容易性の判断の基礎とする資料は、出願された意匠と同一又は類似の分野に限られない。

また、具体的にどのような資料が上記の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」に該当するかについても意匠審査基準上に明記してはどうか。

その際、創作非容易性と新規性についての審査において留意すべき事項には重複する事項が多く、特に両者の判断の基礎とする資料については、多くの点で共通していることから、これらを統合し、「新規性・創作非容易性の審査の進め方」との節を設けて、当該節において明記することとしてはどうか。

なお、判断の基礎とする資料の公知日等の認定方法については、平成 27 年に全面改訂がなされた特許・実用新案審査基準において詳述がなされており¹、種々の資料における公知日の認定方法等については、同じ産業財産権法にあって、特許・実用新案法と意匠法との間で共通する点が多いことから、両者において共通する事項については、特許・実用新案審査基準における記載（参考資料 7）と同様のものとしてはどうか。具体的には、以下の各項目について、明記することとしてはどうか。

「創作非容易性の判断の基礎とする資料」として記載すべき項目案

2.1 「頒布された刊行物に記載された」

- (1) 刊行物に記載された意匠等
- (2) 頒布された時期の取扱い
 - a 刊行物の頒布時期の推定
 - b 意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い

2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」

- (1) ウェブページ等に掲載された意匠等
- (2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論

さらに、特許・実用新案の新規性・進歩性に関する審査における子細な留意事項については、「特許・実用新案審査ハンドブック」に記載がなされていることから²（参考資料 7）、意匠登録出願の新規性・創作非容易性の審査においても共通する事項については、同様の内容を、意匠審査便覧に記載することとしてはどうか。

（２）意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

① 創作非容易性の判断に係る考え方の明確化

現行意匠審査基準における創作非容易性の章は、主に条文の字句の解釈と創作容易と判断するものの例から構成されている。これらの記載を合わせ読むことにより、個別の案件について、創作非容易性の要件を満たしているか否かの判断を行うことが可能となっている。

他方、同章においては、規定の概要や、判断の基礎となる考え方、具体的な判断指針について、明文の記載がなされていないことから、制度に不慣れなユーザーにとっては、具体的な判断指針を参照することが難しい構成となっている。

¹ 特許・実用新案審査基準第Ⅲ部第 2 章第 3 節「新規性・進歩性の審査の進め方」3.1「先行技術」

² 特許・実用新案審査ハンドブック第Ⅲ部第 2 章「新規性・進歩性」

加えて、同章は、平成 10 年の意匠法改正の内容に則した審査運用の指針として、平成 14 年当時に記載がなされたものであるが、その後、現在までの十余年の間に、多くの審決や裁判例が蓄積してきているものの、それらに照らした改訂が行われていない。

そこで、同章の改訂にあたっては、創作非容易性の概要や、判断の基礎となる考え方を明記するとともに、近時の裁判例等に則した具体的な判断基準についても明記することとしてはどうか。

具体的には、各項目について以下の方向で改訂を行ってはどうか。

(ア) 概要

創作非容易性要件に係る章の冒頭に、当該要件の概要について、例えば以下のように記載してはどうか。

概要記載案

意匠法第 3 条第 2 項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定している。

当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業やデザインの発展に役立たず、かえってその妨げとなるからである。

審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行う。

この節では、出願された意匠の創作非容易性について、審査官がどのように判断するかを取り扱う

(イ) 判断の基礎となる考え方

現行意匠審査基準中、「第 4 章 画像を含む意匠」の章においては、平成 28 年 3 月の意匠審査基準の改訂の際、画像を含む意匠の創作非容易性の判断手法の明確化がなされ、多くの審決において明示的に記載されている判断手法を前提とした、判断の基礎となる考え方が明記されている（現行意匠審査基準 74.4.3）。

画像を含む意匠に係る章においてのみならず、一般的な創作非容易性の判断手法について記した章においても、判断の基礎となる考え方を明記することとしてはどうか。

「創作非容易性の判断に係る基礎となる考え方」記載案

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった（注）構成要素や具体的態様を基礎とし、当該分野における「ありふれた手法」により創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。

この判断を行う際、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がそのままあらわされておらず、改変がなされている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における「よく見られる改変」に過ぎない場合は、審査官は、上記の場合と同様に、創作容易な意匠であると判断する。（4.2「ありふれた手法」と「よく見られる改変」参照）。

（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。

※当該判断手法を前提とする審決は、審決取消訴訟においても支持されている。
（知財高判平 24 年 7 月 4 日 平成 24(行ケ)10026 等）

（ウ）創作非容易性の具体的な判断

上記に加えて、創作非容易性の具体的な判断基準として、近時の裁判例、審決例の動向に照らし留意すべき以下の各点を中心に、具体的な判断指針を審査基準上明記してはどうか。

創作非容易性の具体的な判断指針として記載すべき項目案

- a) 創作非容易性の判断主体
- b) 創作非容易性の判断の基礎となる資料
- c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例
- d) 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

上記の各項目について、「a) 創作非容易性の判断主体」については現行意匠審査基準においても明記がなされており、改訂基準においても、以下のとおり、記載を平易なものとしつつ、同様の内容を記載することとしてはどうか。

創作非容易性の判断主体記載案

審査官は、出願された意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。

当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

「b) 創作非容易性の判断の基礎となる資料」については、前掲 2. (1) のとおりとしてはどうか。

また、「c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例」については、平成 28 年 3 月の意匠審査基準の改訂の際に検討が行われ、現行意匠審査基準「第 7 部第 4 章 画像を含む意匠 74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例」において明記がなされているものの、創作非容易性の一般的な判断基準を規定した「第 2 部第 3 章 創作非容易性」の章においては未だ明記がなされていない。

そこで、画像を含む意匠以外の一般的な意匠についても当該判断基準を明確にするべく、今回新たに創作非容易性の一般的な判断基準を規定する章においても、「出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例」を明記することとしてはどうか。

具体的には、一般的な物品等に普遍的に適用する判断基準となることを考慮し、以下の「ありふれた手法の例」記載案、及び「よく見られる改変の例」記載案のように記載することとしてはどうか。

「ありふれた手法の例」記載案

- (a) 置換
意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- (b) 寄せ集め
複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- (c) 一部の構成の単なる削除
意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- (d) 配置の変更
意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- (e) 構成比率の変更
意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- (f) 連続する単位の数の増減
繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用
既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

「よく見られる改変の例」記載案

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

また、上記「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」は、平成 28 年 3 月の画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂の際に、現行意匠審査基準³において明記がなされたものの（参考：現行審査基準 74.4.3.4 改訂経緯）、創作非容易性の一般的な判断基準を規定した「第 2 部第 3 章 創作非容易性」の章においては明記がなされていなかった。

そこで、今回新たに創作非容易性の一般的な判断基準を規定する章においても、「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」との項目を、現行意匠審査基準「74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」と同旨の内容を明記することとしてはどうか。

³ 第 7 部第 4 章 画像を含む意匠 74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

参考：現行審査基準 74.4.3.4 改訂経緯

平成 28 年 3 月の意匠審査基準改訂において画像を含む意匠の創作非容易性の判断基準を明確化する際に、新たに「74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」との項が設けられた。

裁判実務上⁴、創作者の特段の創意工夫に基づき当該意匠の属する分野における先行公知意匠にはない視覚的な特徴が創出されていると認められるような場合には、当業者により容易に創作することができる意匠と判断しないものが存在することを考慮したもの。

これにより、特徴記載書や意見書において、出願人（創作者）の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性に関して主張する記載があった場合、審査官は、当該記載を創作非容易性の判断の際に参酌することができることが、意匠審査基準上明確化された。

当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について 記載案

審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

② 創作非容易性の判断事例の整備

現行の意匠審査基準の創作非容易性要件に係る章に記載された各判断事例は、

- 4 ・ 知財高裁平成 19 年 12 月 26 日判決（平成 19 年（行ケ）第 10209 号、第 10210 号）「包装用容器事件」
「美感上の相違があり、また、本願全体意匠は上記アのとおり各特徴（注：頭部が目立ちすぎて、威圧感を与えたり、容器形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点を解消させ、均衡を保つための美感上の工夫が様々施されていること）を備えている点に照らすならば、本願全体意匠は、多用なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものである」として、創作が容易でないと判示している。
- ・ 知財高裁平成 20 年 8 月 28 日判決（平成 20 年（行ケ）第 10069 号）「研磨パッド事件」
「従前存在した意匠の状況、同様の意匠が存在する分野と本願意匠の属する分野との関係などをも参酌し、本願意匠について、溝の構成、配列、態様、各研磨面の形状など個別の構成要素及びそれらの結合としての意匠全体の呈する美感を考慮すると、本願意匠には、意匠登録を認めるに足りる程度の創作性を肯定することができる。」「…どのような溝間隔の幅を選択するかということは、当該意匠から受ける印象などをも考慮して決定されるものであり、その決定の過程においても相当程度の創作性を要するものと認められ、配列が縦横同じ構成となるように配列したことから直ちに、意匠の創作について当業者であれば格別の創意・工夫を要しないものと断定することはできない。本願意匠は全体として、溝によって区切られる各研磨面が、…特有の形状を呈していることから、見る者に対して、繊細さ、鋭さ、不安定さなどを印象づけるものであるといえる。」として、創作が容易でないと判示している。

具体的案件への審査基準の潤滑な適用に資するものとなっている。しかしながら、当該各事例は、創作非容易性の判断基準が引き上げられた平成 10 年法改正時にその原型について検討がなされたもので、その後長年改訂が行われていない。

そこで、近時の裁判例や審決例に照らし、これら事例について過不足が無いか点検を行うとともに、必要に応じ、上記①の改訂内容に則して各事例の内容の更新を行ってはどうか。その際、以下の各点に留意して新たな事例を作成することとしてはどうか。

「創作容易な意匠の事例」の見直しにあたり、留意する事項案

- ① 事例が難解なものとならないよう、日常生活において比較的になじみのある物品等により事例を作成する。
- ② 「ありふれた手法」のみに関する事例だけでなく、「ありふれた手法」と「よく見られる改変」とが組み合わせられた事例も提示する。
- ③ 意匠審査基準上に記載する事例は、各要件の理解に必要となる代表的なもののみとし、より多くのその他の事例が必要となる場合は、意匠審査便覧上に適時追加する。

上記各点に照らしつつ、具体的には、以下の各事例を記載することとしてはどうか。

創作容易な意匠の事例案

5.1 置換の意匠

【事例 1】「なべ」

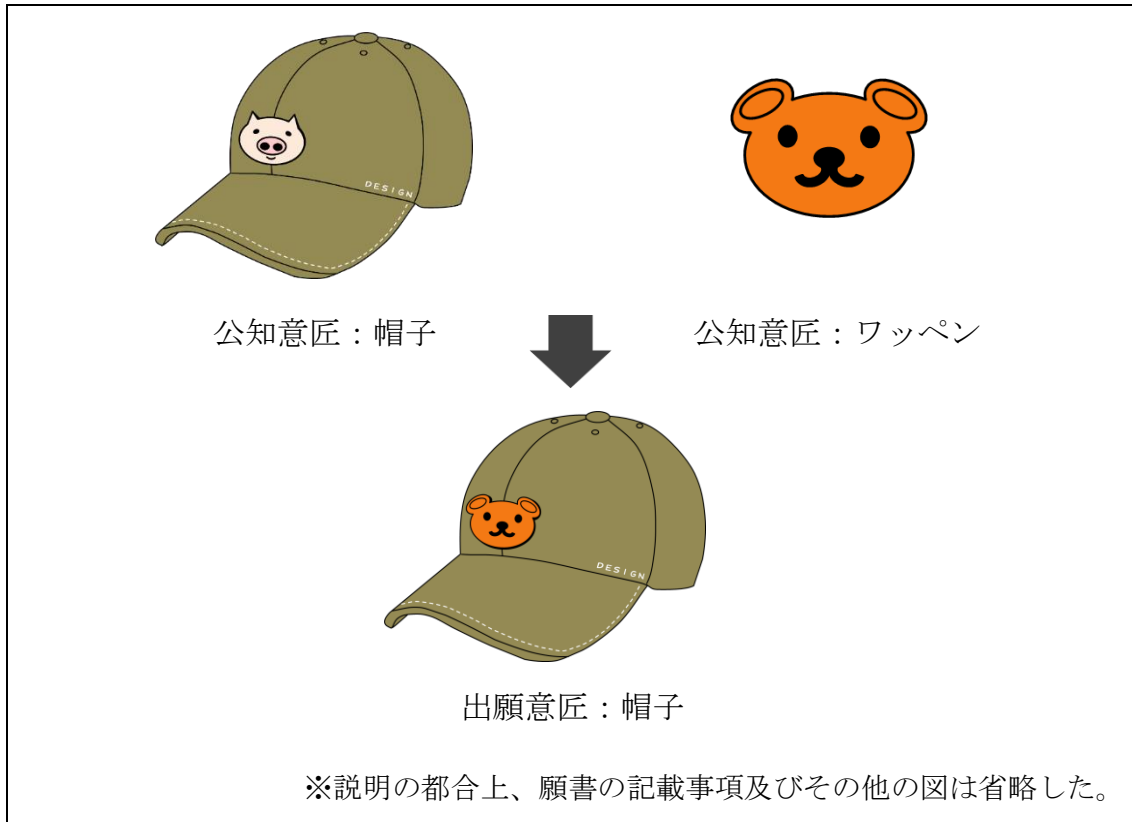
公知のなべの蓋を、ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



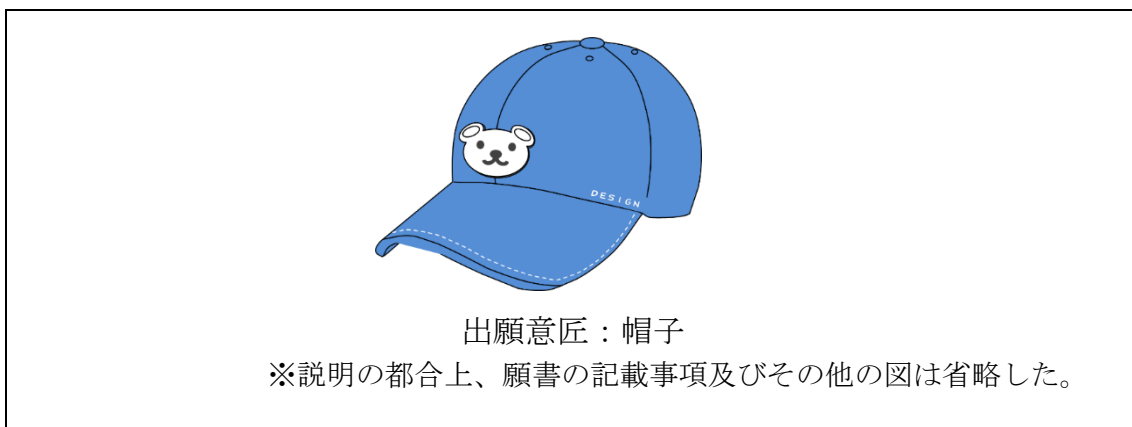
(注) 本事例は、なべの分野において、蓋部を他のなべ用蓋に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 2】「帽子」

公知の帽子のワッペン部を、他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



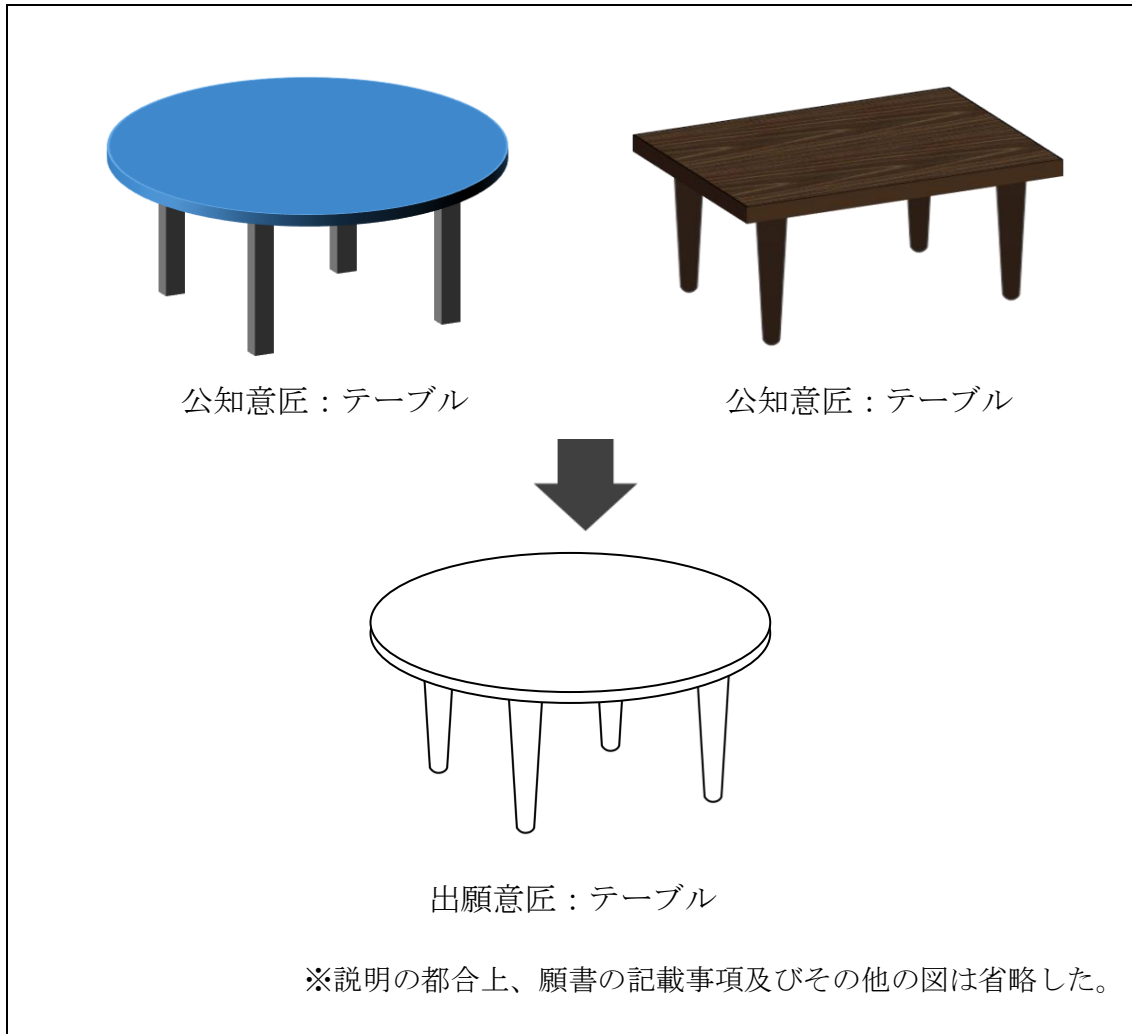
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記各事例は、いずれも帽子の分野において、ワッペン部を他のワッペンに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 3】「テーブル」

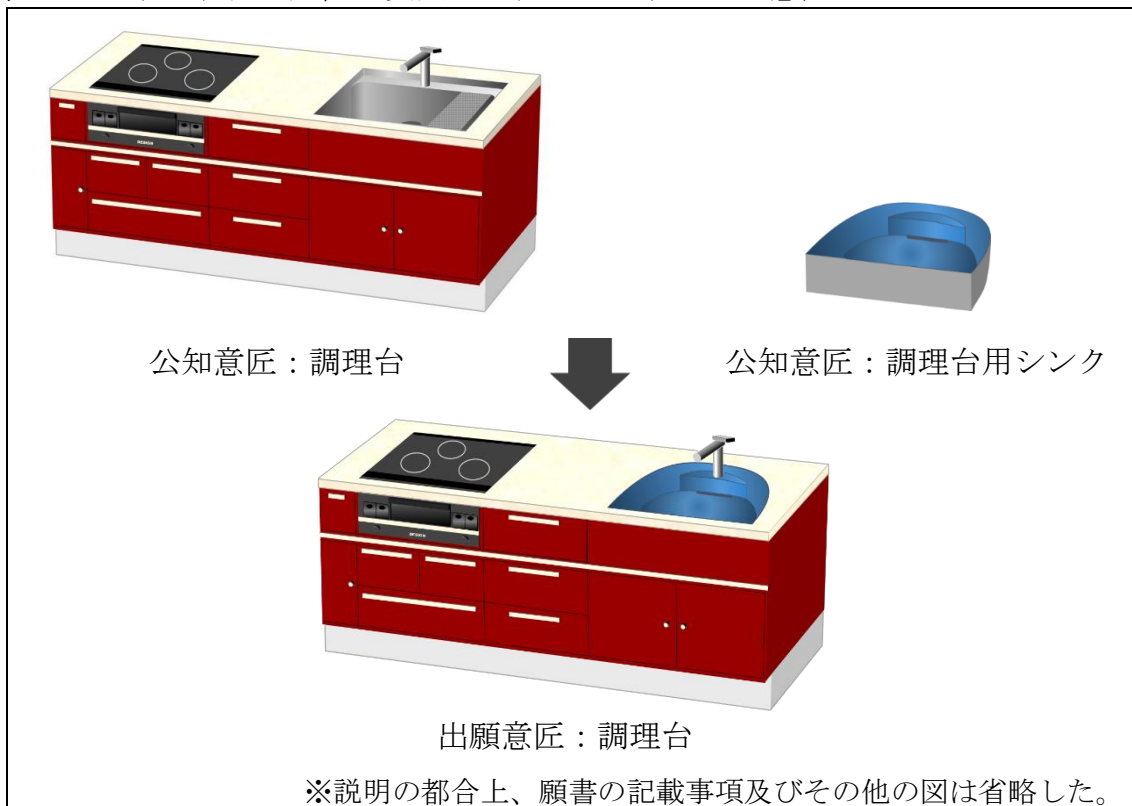
公知のテーブルの脚部を、他のテーブルの脚にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、テーブルの分野において、脚部を他の脚に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 4】「調理台」

公知の調理台に、よく見られる改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えつつ、コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠



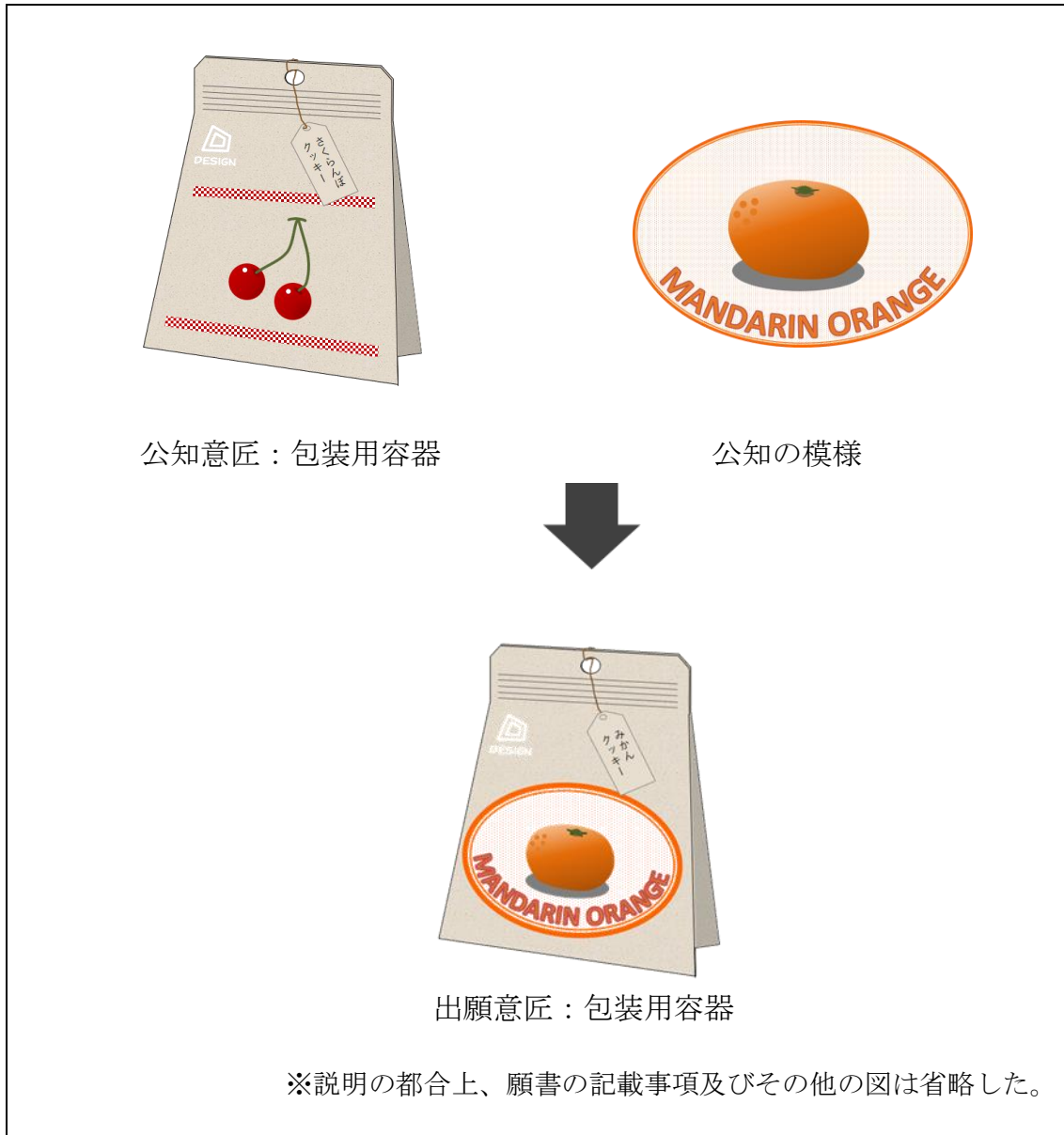
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記の各事例は、いずれも調理台の分野において、シンク部を他の調理台用シンクに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 5】「包装用容器」

公知の包装用容器の模様部を、他の模様置き換えて表したにすぎない意匠

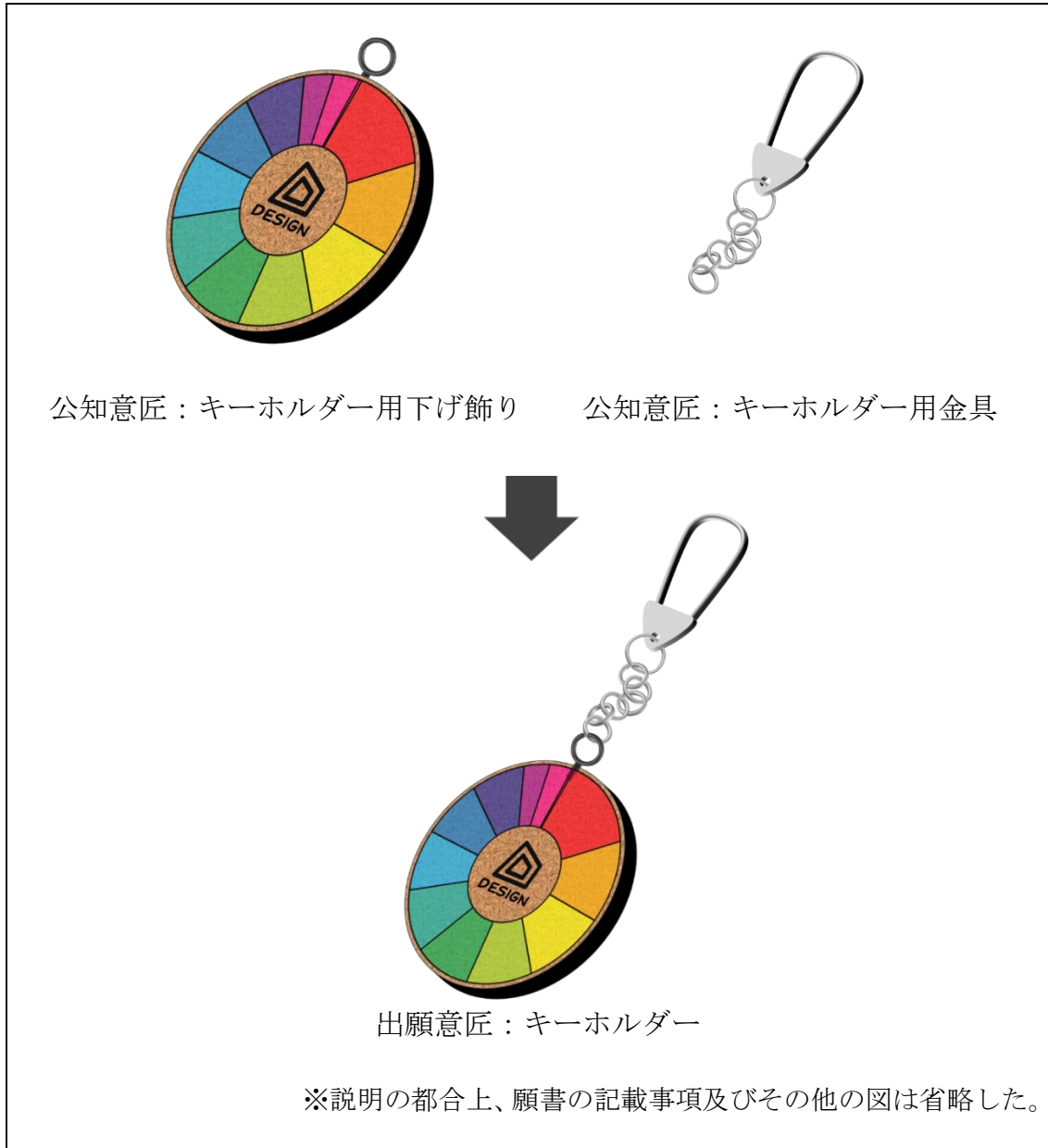


(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、前面の模様部を他の模様置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

5.2 寄せ集めの意匠

【事例 1】「キーホルダー」

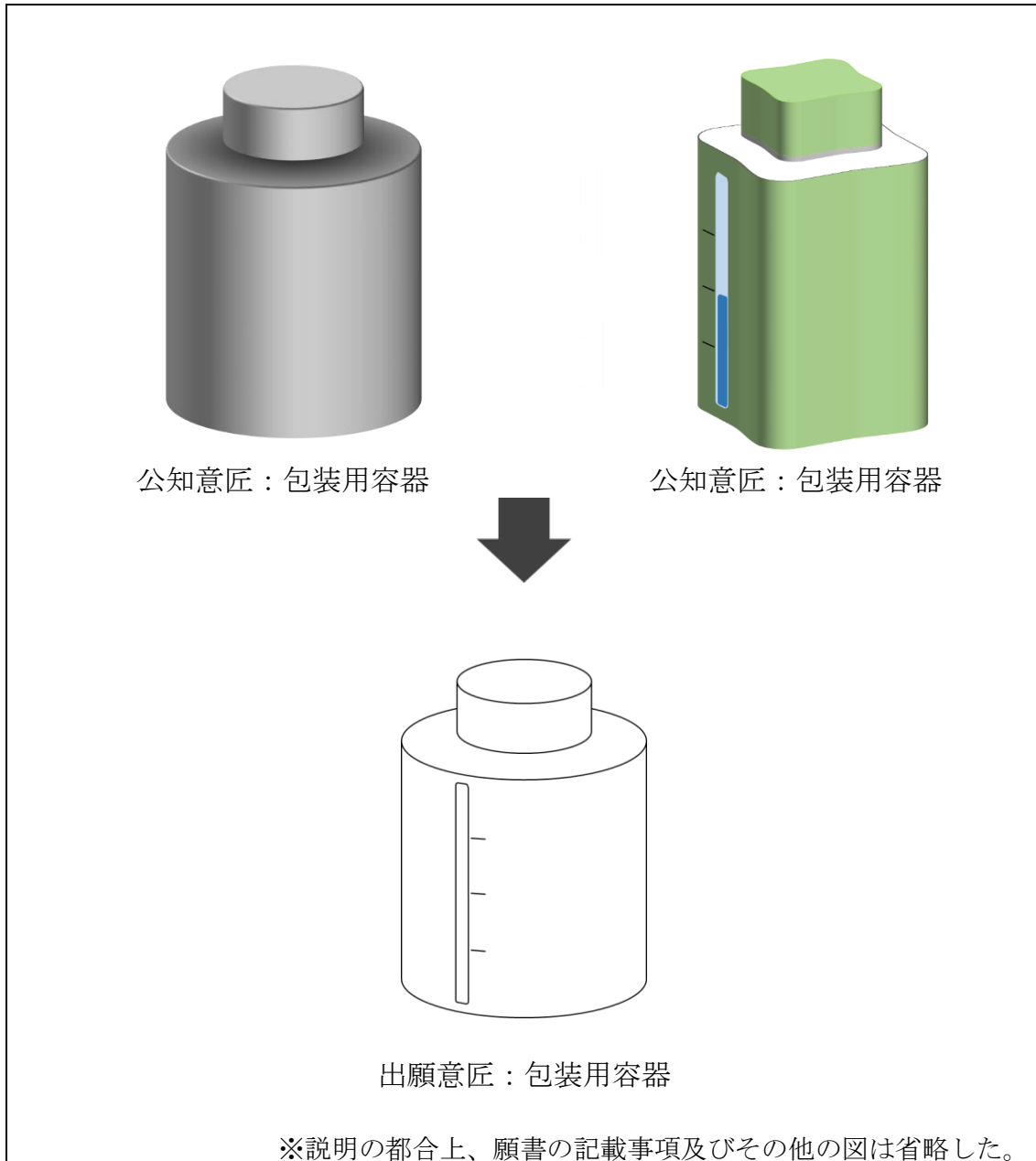
公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、キーホルダーの分野において、キーホルダー用下げ飾りと、キーホルダー用金具とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 2】「包装用容器」

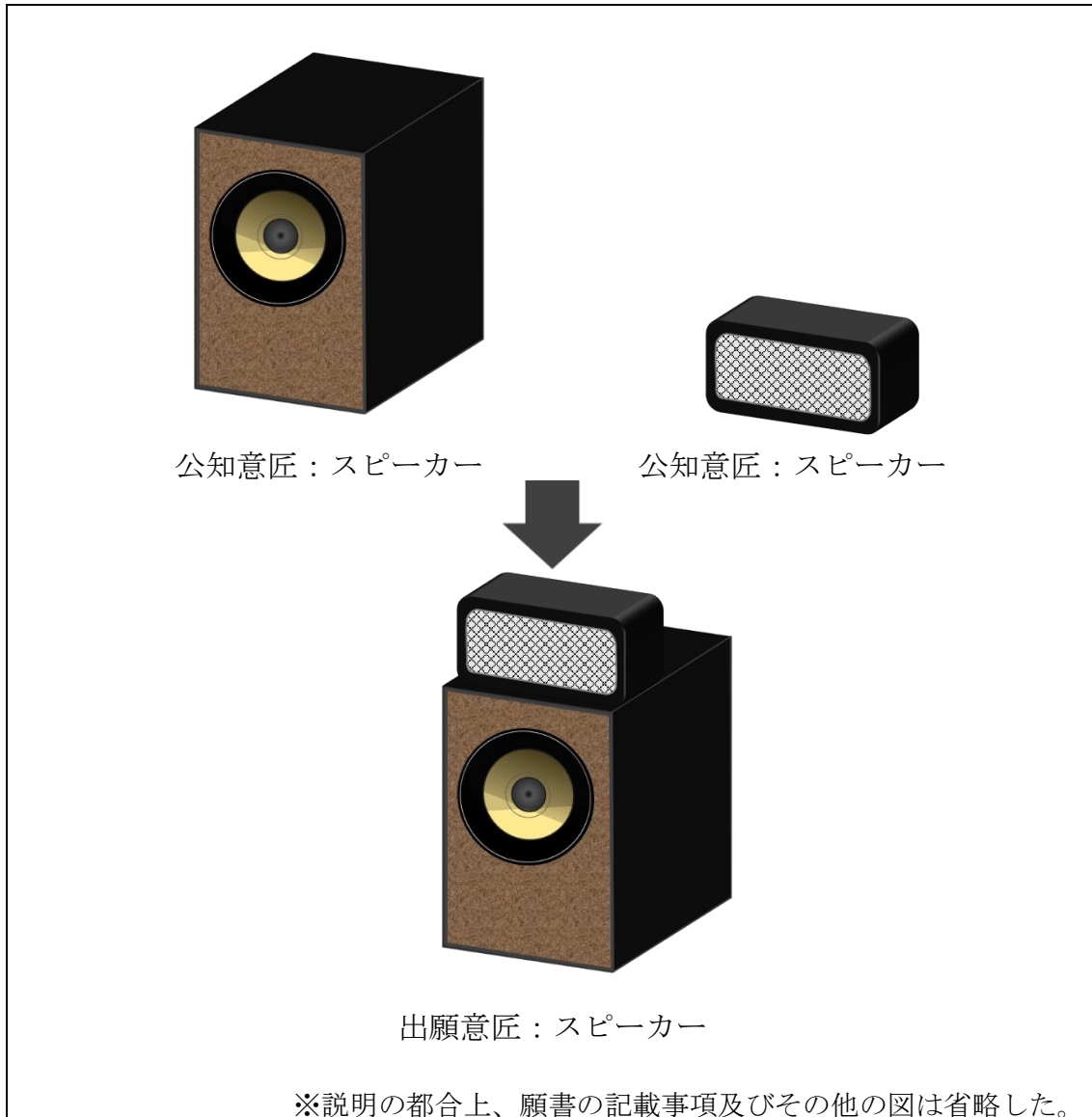
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、包装用容器と包装用容器の窓部とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 3】「スピーカーボックス」

公知のスピーカーを寄せ集めて表したにすぎない意匠

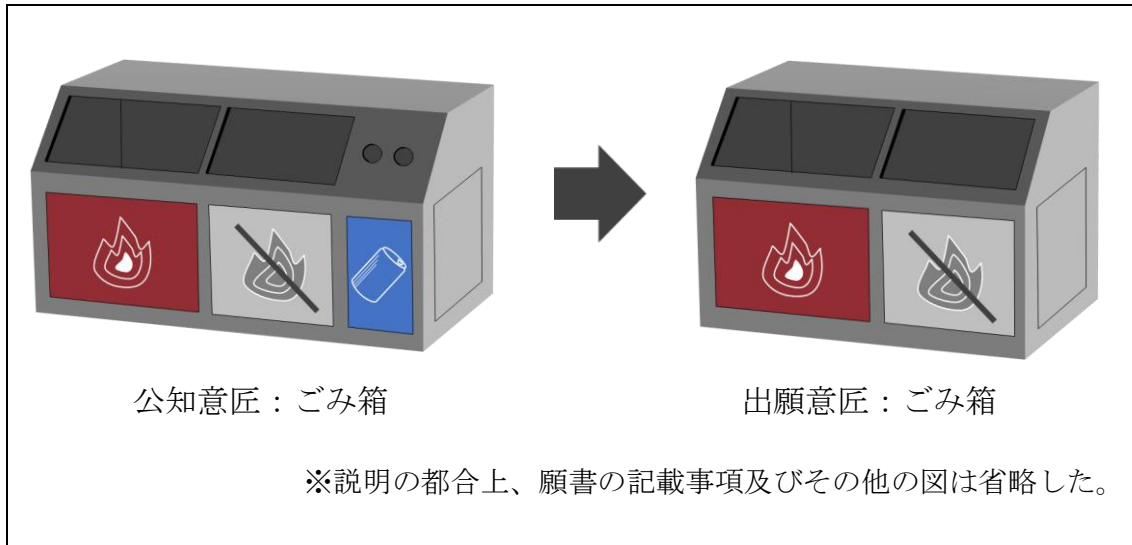


(注) 上記事例は、スピーカーの分野において、複数のスピーカーを寄せ集めて一つのスピーカーボックスとすることがありふれた手法であり、かつ、略直方体形状のスピーカーの上面前方寄りの位置に、同じ幅のスピーカーを重ねて載置する配置も一般的に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

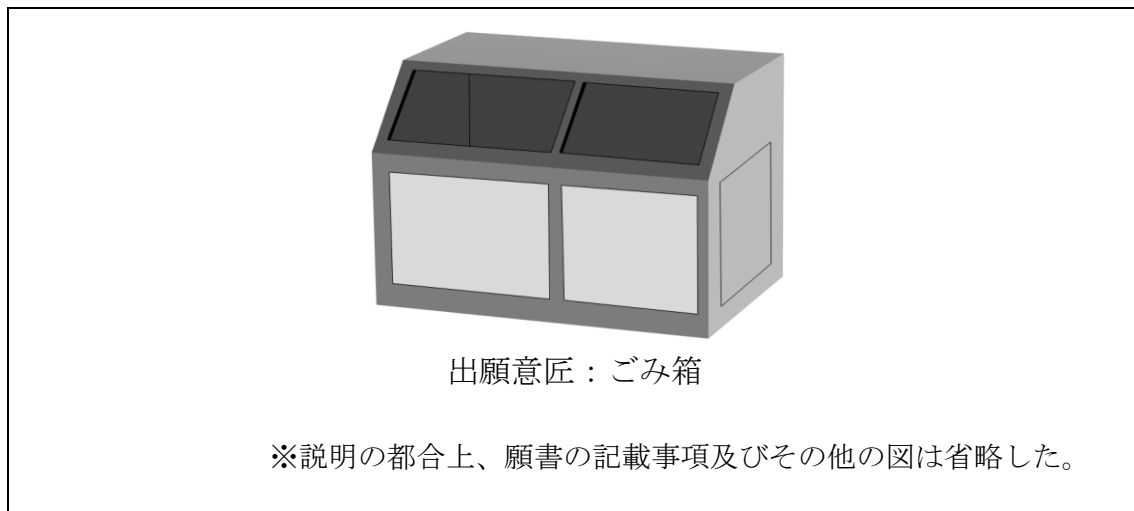
5.3 一部の構成の単なる削除による意匠

【事例】「ごみ箱」

公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様等を削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

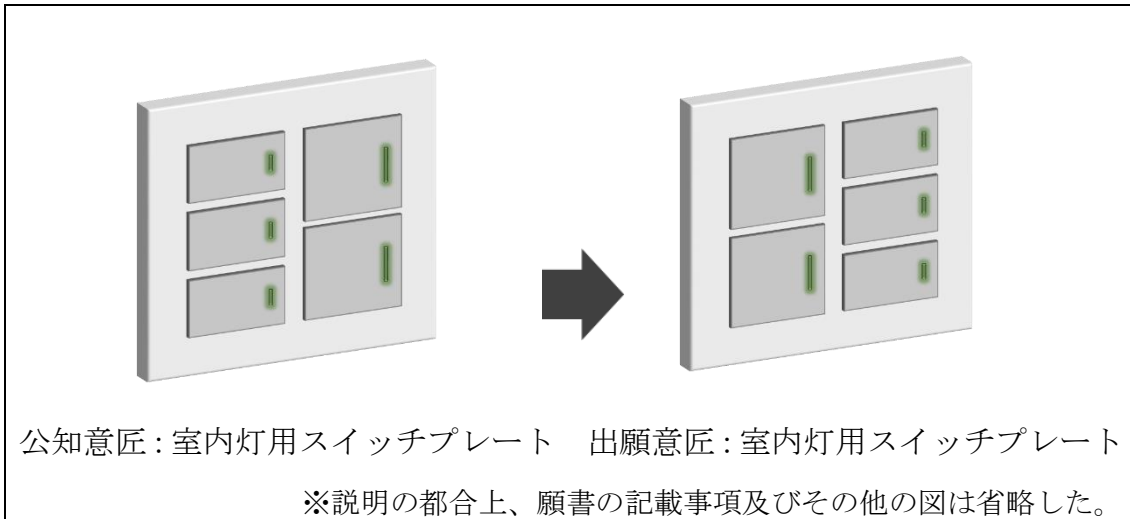


(注) 上記各事例は、いずれもごみ箱の分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

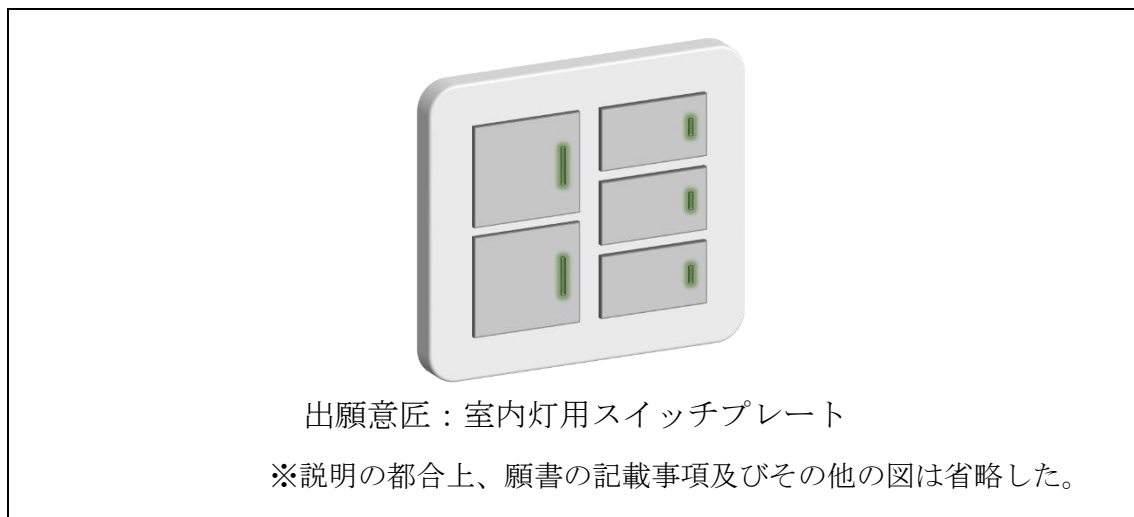
5.4 配置の変更による意匠

【事例】「室内灯用スイッチプレート」

公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものであっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記の各事例は、いずれも室内用スイッチプレートの分野において、ボタンの配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

5.5 構成比率の変更による意匠

【事例】「包装用容器」

公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

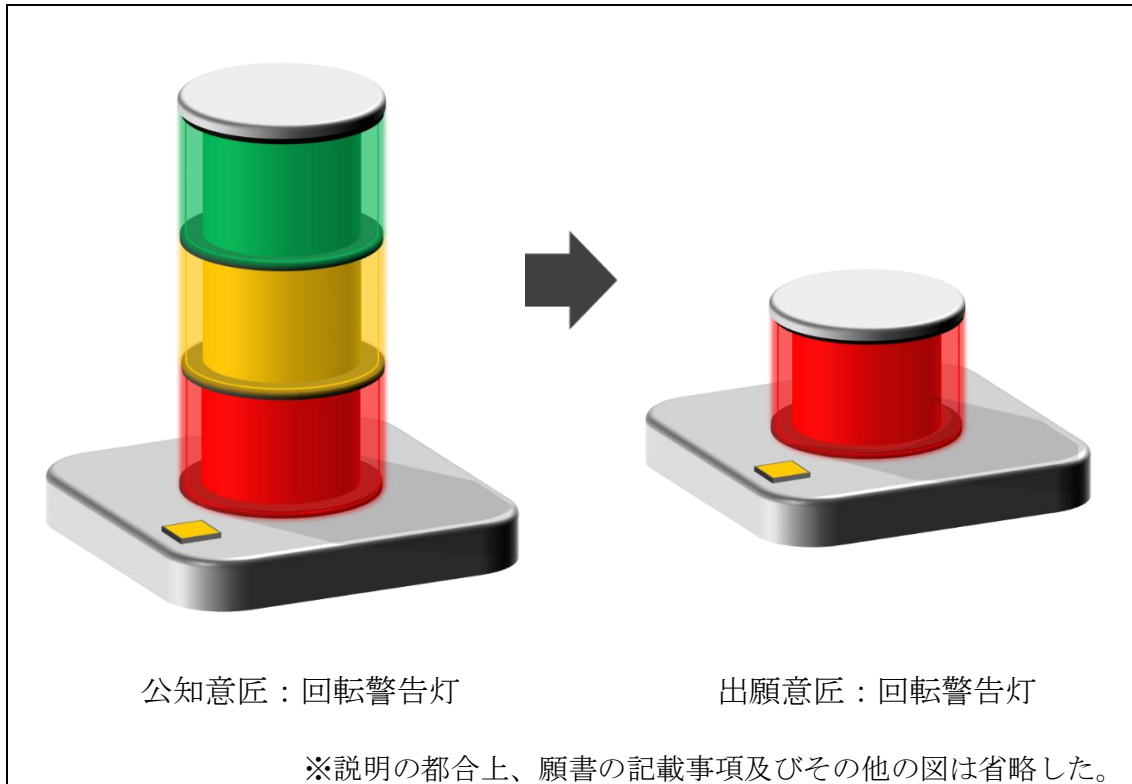


(注) 上記の各事例は、いずれも包装用容器の分野において、構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。5.6 連続する単位の数が増減による意匠

5.6 寄せ集めの意匠

【事例】「回転警告灯」

公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠

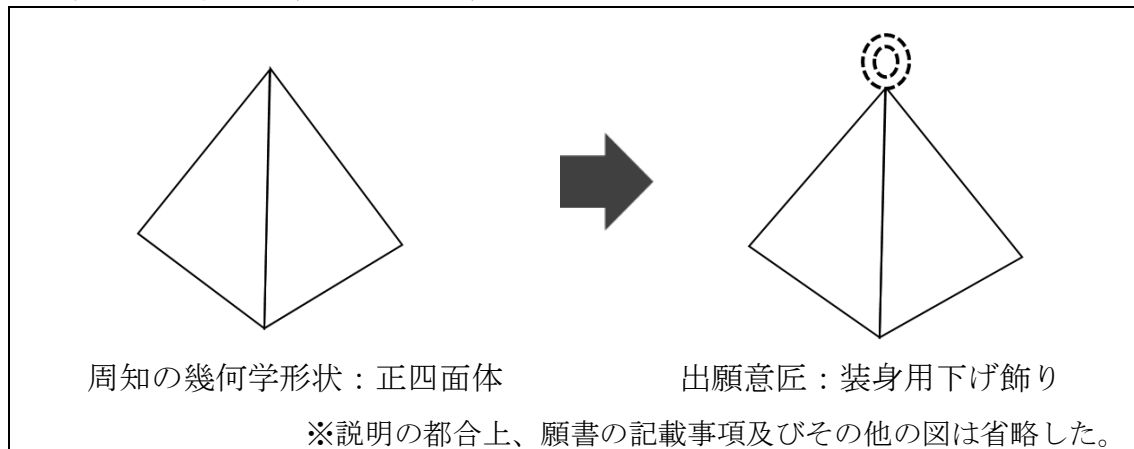


(注) 上記事例は、回転警告灯の分野において、灯部の段数を減らし 1 段のものとする
ことが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた
意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規
性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

5.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例 1】公知の形状等に基づく意匠の例「装身用下げ飾り」

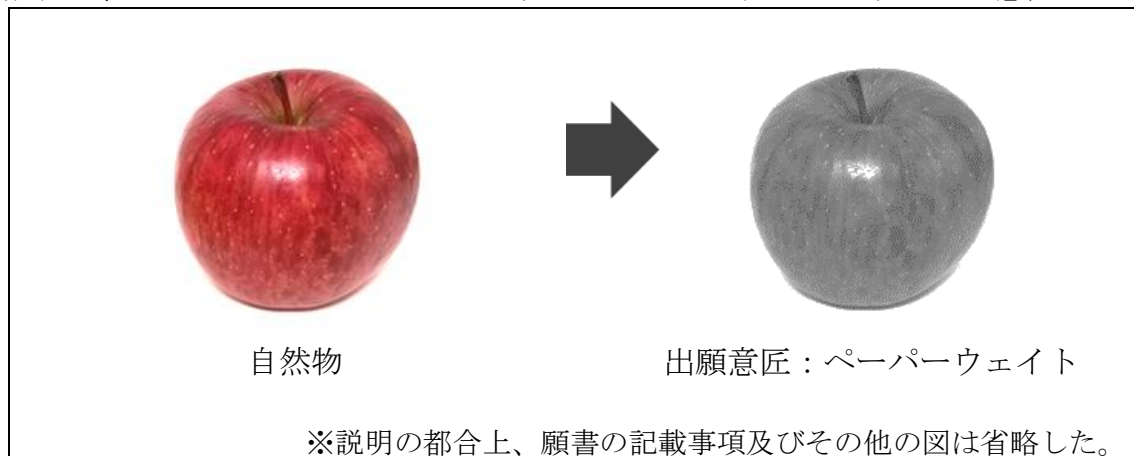
周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、装身用下げ飾りの分野において、その形状を周知の幾何学形状とすることがありふれた手法であり、かつ、金具部の配置も一般的に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 2】自然物（動物、植物又は鉱物）の例 「ペーパーウェイト」

自然物を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、ペーパーウェイトの分野において、その形状等を自然物の形状等とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例 3】著作物の例

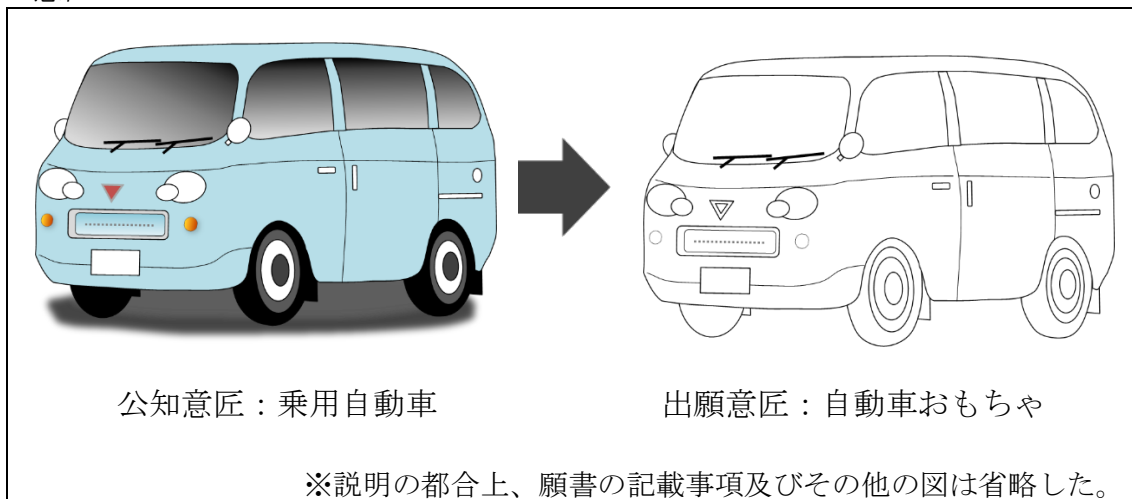
- ・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

【事例 4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

【事例 5】「自動車おもちゃ」

公知の乗用自動車の形状を、ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、自動車おもちゃの分野において、その形状を公知の乗用自動車の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

③ 章内の構成

現行意匠審査基準における創作非容易性に係る章は、冒頭に関連条文等の参照事項が記載され、後段で判断や起案時の留意事項等が記載された構成となっている（参考：現行意匠審査基準における創作非容易性の章の構成）。

当該構成は、本ワーキンググループ資料 3「意匠審査基準改訂の方針について（案）」に記載のとおり、条文の趣旨を平易に理解することは難しい構成となっている。そこで、本章の改訂にあたっては、各記載項目の構成を、以下（参考：創作非容易性要件の章の構成改訂案）のような構成としてはどうか。

参考 現行意匠審査基準における創作非容易性の章の構成

第 3 章 創作非容易性	
23 関連条文	関連条文
23.1 意匠登録出願前について	字句の解説
23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	
23.3 公然知られたについて	
23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料	判断時の留意事項
23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠	事例
23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例	
23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示	留意事項
23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示	
23.8 意匠法第 3 条第 1 項各号との適用関係	

参考 4 創作非容易性要件の章の構成改訂案

第〇〇 創作非容易性	
1. 概要	概要
2. 創作非容易性の判断主体	
3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	
4. 創作非容易性の具体的な判断	基本的な考え方
4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料	
4.2 「ありふれた手法」と「よく見られる改変」	
4.2.1 ありふれた手法の例	
4.2.2 よく見られる改変の例	事例
5. 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について	
6. 創作容易な意匠の事例	
第〇〇 新規性・創作非容易性の審査の留意事項	
1. 新規性及び創作非容易性の規定の適用関係	留意事項
2. 判断の基礎とする資料	
2.1 「頒布された刊行物に記載された」	
2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」	
3. 創作非容易性の判断の基礎とする資料の提示	
4. 当業者にとってありふれた手法であることの提示	
※関連条文は他の章と各部ごとにまとめて記載	

④ 判断の参考となる裁判例の明確化

現行の意匠審査基準においては、創作非容易性の判断基準の根拠となる裁判例が明示されていない。

しかしながら、創作非容易性に関する審決例や裁判例については、年とともにその判断内容に変遷があり、時宜にかなった的確な判断を行うためには、裁判や審判における種々の具体的な判断事例を参照することが望ましい。よって、ユーザーや審査官が、これらの判断事例に、容易にアクセスし得る環境があることが望まれる。

他方、意匠審査基準上に多数の審・判決例等を掲載すれば、審査基準自体が大部となり、要点の把握や、意匠審査基準全体の体系の理解の妨げとなりかねない。また、裁判例等の追加や更新の度に意匠審査基準の改訂が必要となる。

そこで、今般の創作非容易性に関する意匠審査基準の整備に伴い、その判断の基礎となる裁判例等のうち、代表的なものを、意匠審査便覧上に記載することとしてはどうか（参考資料 8 「創作非容易性」に係る裁判例）。

（了）